

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2002-510317(P2002-510317A)

【公表日】平成14年4月2日(2002.4.2)

【出願番号】特願平11-507165

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 2 3 L	1/29	(2006.01)
A 2 3 L	1/305	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	31/18	(2006.01)
A 6 1 K	31/23	(2006.01)
A 6 1 K	31/70	(2006.01)
A 6 1 K	36/28	(2006.01)
A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 K	36/899	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/18	
A 2 3 L	1/29	
A 2 3 L	1/305	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	9/14	
A 6 1 K	31/18	
A 6 1 K	31/23	
A 6 1 K	31/70	
A 6 1 K	35/78	T
A 6 1 K	35/78	B
A 6 1 K	35/78	U
A 6 1 P	3/02	

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成 17 年 6 月 5 日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成 11 年特許願第 507165 号

2. 補正をする者

氏名（名称） アボット・ラボラトリーズ

3. 代理人

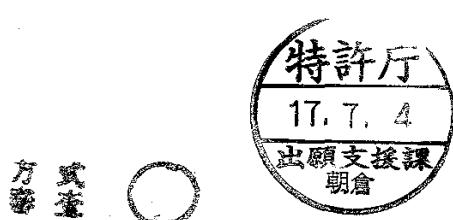
住所 〒540-0001
大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号 IMP ビル
青山特許事務所
電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名 弁理士 (6214) 青山 葵



4. 補正対象書類名 明細書および請求の範囲

5. 補正対象項目名 明細書および請求の範囲



6. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。

(2) 明細書第16頁下から8行にある「セレン化ナトリウム (Sodium selenite)」を『セレン酸ナトリウム (Sodium selenate)』と補正する。

(3) 同第16頁下から5行にある

「硫酸第一鉄 0.0324 lb」

を削除する。

(4) 同第16頁下から4行にある

「クエン酸カリウム 0.0020 lb」

を削除する。

(5) 同第16頁下から3行にある

「硫酸マンガン 0.0011 lb」

を削除する。

(6) 同第28頁17行にある「表IX」を『表XII』と補正する。

以上

(別紙)

請求の範囲

1. ヒトに投与するための基本医用食であって、
 - (a) 該食の全カロリー含量の38～56%を含む炭水化物成分；
 - (b) 該食の全カロリー含量の38～50%を含む脂質成分であって、該脂質成分は高オレインベニバナ油、分別したココヤシ油、エステル化したグリセリンおよびダイズ油のブレンドであるもの；および
 - (c) 該食の全カロリー含量の10～20%を含むアミノ酸成分であって、該アミノ酸成分は本質的にL-グルタミン酸およびL-アスパラギン酸を含まないものを含む基本医用食。
2. 該炭水化物成分が該食の全カロリー含量の38～56%を含み、該脂質成分が該食の全カロリー含量の38～50%を含み、該アミノ酸成分が該食の全カロリー含量の10～20%を含む、請求項1に記載の基本医用食。
3. 該アミノ酸成分が、2.3～3.2重量%のL-ヒスチジン；5.9～8.5重量%のL-イソロイシン；9.5～14.0重量%のL-ロイシン；6.6～9.7重量%のL-バリン；5.2～7.6重量%のL-リジン；2.2～3.2重量%のL-メチオニン；4.9～7.1重量%のL-フェニルアラニン；3.8～5.7重量%のL-トレオニン；1.4～2.2重量%のL-トリプトファン；3.0～4.2重量%のL-アラニン；5.3～7.7重量%のL-アルギニン；8.6～12.4重量%のL-アスパラギン-水和物；1.1～1.9重量%のL-シスチン二塩酸塩；11.0～15.8重量%のL-グルタミン；2.3～3.2重量%のグリシン；3.0～4.1重量%のL-プロリン；3.0～4.2重量%のL-セリン；および5.0～7.1重量%のL-チロシンからなる、請求項1に記載の基本医用食。
4. 該炭水化物成分が、本質的にD/Eが23かまたはそれ以下であるコーンシリップ固形分からなる、請求項1に記載の基本医用食。
5. 粉末の形態である、請求項1に記載の基本医用食。
6. 約4グラムの該組成物を水に添加して約30mlとし、300～400m

Osm/kg H₂Oの浸透度を有する、請求項1に記載の基本医用食。

7. 該脂質成分の全重量に基づいて、37～41%の高オレインベニバナ油；28～35%の分別したココヤシ油；24～30%のダイズ油および0.5～8%のエステル化グリセリンを含む、請求項1に記載の基本医用食。

8. ヌクレオシド、ヌクレオチド、抗酸化系、天然の香味料、人工香味料、人工甘味剤、主要な微量ミネラルおよび極微量ミネラル、ミネラル、ビタミンおよびm-イノシトールよりなる群から選ばれた少なくとも一つの要素をさらに含む、請求項1に記載の基本医用食。

9. 該組成物が、約0.68 kcal/m²のカロリー密度および350～375mOsm/kg H₂Oの浸透度を有する、請求項6に記載の基本医用食。

10. 該組成物100kcalに基づいて、2.8～3.8gのタンパク質；4.0～5.6gの脂肪、9.0～11.8gの炭水化物；0.4～0.8gのリノール酸；262～475IUのビタミンA；40～80IUのビタミンD；2.0～3.5IUのビタミンE；5～20mcgのビタミンK；0.11～0.42mgのチアミン、0.1～0.21mgのリボフラビン；0.09～0.17mgのビタミンB-6；0.40～1.36mcgのビタミンB-12；1.6～3.2mgのナイアシン；28～60mcgの葉酸；0.40～1.70mgのパントテン酸；4.0～18.0mcgのビオチン；8.6～85mgのビタミンC；7.5～14.6mgの塩素；4.6～9.9mgのイノシトール；4.0～6.5mgのL-カルニチン；103～127mgのカルシウム；76～103mgのリン；8.0～12.7mgのマグネシウム；1.6～2.4mgの鉄；1.0～1.7mgの亜鉛；0.10～0.15mgのマンガン；0.11～0.19mgの銅；6.7～11.8mcgのヨウ素；2.2～4.7mcgのセレン；2.2～4.7mcgのクロム；2.4～5.5mcgのモリブデン；40～55mgのナトリウム；144～174mgのカリウムおよび55～85mgの塩化物を含む、請求項1に記載の基本医用食。

11. 粉末100gに基づいて、14.3gのタンパク質；22.6gの脂質；46.7gの炭水化物；2.85gのリノール酸；0.48gのa-リノレン酸；515mgのカルシウム；385mgのリン；390mcgのビタミンA；

5 m c g のビタミンD；6.7 m g のビタミンE；30 m c g のビタミンK；1.0 m g のチアミン、0.50 m g のリボフラビン；0.48 m g のビタミンB-6；2.0 m c g のビタミンB-12；8.0 m g のナイアシン；140 m c g の葉酸；2.0 m g のパントテン酸；20 m c g のビオチン；43 m g のビタミンC；38 m g のコリン；24 m g のイノシトール；23 m g のL-カルニチン；40 m g のマグネシウム；8.4 m g の鉄；5.3 m g の亜鉛；0.50 m g のマンガン；0.60 m g の銅；34 m c g のヨウ素；11 m c g のセレン；11 m c g のクロム；12 m c g のモリブデン；9.35 m E q のナトリウム；18.29 m E q のカリウムおよび8.04 m E q の塩化物を含む、請求項5に記載の基本医用食。

12. 該炭水化物成分がD Eが23かまたはそれ以下のコーンシロップ固形分であり、該脂質成分が、35～41重量%の高オレインベニバナ油、28～35重量%の分別したココヤシ油、24～30重量%のダイズ油、および0.5～8重量%のモノグリセリドのジアセチル酒石酸エステルを含み、該アミノ酸成分がL-アスパラギン一水和物およびL-グルタミンを含む、請求項1に記載の基本医用食。

13. 食物タンパク質アレルギーを患うヒトに栄養学的サポートを付与する方法であって、基本医用食の腸内投与を含み、該基本医用食が、

- (a) 該食の全カロリー含量の38～56%を含む炭水化物成分；
 - (b) 該食の全カロリー含量の38～50%を含む脂質成分であって、該脂質成分は高オレインベニバナ油、分別したココヤシ油、ダイズ油およびエステル化したグリセリンのブレンドであるもの；および
 - (c) 該食の全カロリー含量の10～20%を含むアミノ酸成分であって、該アミノ酸成分は本質的にL-グルタミン酸およびL-アスパラギン酸を含まないもの
- を含むものである、方法。

14. 食物タンパク質アレルギー、または好酸性胃腸炎、短腸症候群、胃腸炎、炎症性腸疾患、難治性の下痢および胃食道の逆流よりなる群から選ばれた胃腸状態を患うヒトに栄養学的サポートを付与する方法であって、基本医用食の腸内投

与を含み、該基本医用食が、

- (a) 該食の全カロリー含量の38～56%を含む炭水化物成分；
- (b) 該食の全カロリー含量の38～50%を含む脂質成分であって、該脂質成分は高オレインベニバナ油、分別したココヤシ油、ダイズ油およびエステル化したグリセリンのブレンドであるもの；および
- (c) 該食の全カロリー含量の10～20%を含むアミノ酸成分であって、該アミノ酸成分は本質的にL-グルタミン酸およびL-アスパラギン酸を含まないもの
を含むものである、方法。

15. 該基本医用食が、該組成物100kcalに基づいて、2.8～3.8gのタンパク質；4.0～5.6gの脂肪、9.0～11.8gの炭水化物；0.4～0.8gのリノール酸；262～475IUのビタミンA；40～80IUのビタミンD；2.0～3.5IUのビタミンE；5～20mcgのビタミンK；0.11～0.42mgのチアミン、0.1～0.21mgのリボフラビン；0.09～0.17mgのビタミンB-6；0.40～1.36mcgのビタミンB-12；1.6～3.2mgのナイアシン；28～60mcgの葉酸；0.40～1.70mgのパントテン酸；4.0～18.0mcgのビオチン；8.6～85mgのビタミンC；7.5～14.6mgの塩素；4.6～9.9mgのイノシトール；4.0～6.5mgのL-カルニチン；103～127mgのカルシウム；76～103mgのリン；8.0～12.7mgのマグネシウム；1.6～2.4mgの鉄；1.0～1.7mgの亜鉛；0.10～0.15mgのマンガン；0.11～0.19mgの銅；6.7～11.8mcgのヨウ素；2.2～4.7mcgのセレン；2.2～4.7mcgのクロム；2.4～5.5mcgのモリブデン；40～55mgのナトリウム；144～174mgのカリウムおよび55～85mgの塩化物を含む、請求項13に記載の方法。

16. 重篤な食物アレルギー、短腸症候群、囊胞性纖維症、肺臓疾患、胃腸炎、炎症性腸疾患、難治性の下痢、栄養不良、タンパク質の消化不良、壊死性全腸炎、感染性疾患、代謝亢進、外傷、好酸性胃腸炎および胃食道の逆流よりなる群から選ばれた疾患を患うヒトに栄養学的サポートを付与する方法であって、該ヒトへ

の調合物の投与を含み、該調合物が、

- (a) 該食の全カロリー含量の38～56%を含む炭水化物成分；
- (b) 該食の全カロリー含量の38～50%を含む脂質成分であって、該脂質成分は高オレインベニバナ油、分別したココヤシ油、エステル化したグリセリンおよびダイズ油のブレンドであるもの；および
- (c) 該食の全カロリー含量の10～20%を含むアミノ酸成分であって、該アミノ酸成分は本質的にL-グルタミン酸およびL-アスパラギン酸を含まないもの

を含むものである、方法。

17. 低アレルギー誘発性医用食であって、

- (a) 該食の全カロリー含量の38～56%を含む炭水化物成分；
- (b) 該食の全カロリー含量の38～50%を含む脂質成分であって、該脂質成分は高オレインベニバナ油、分別したココヤシ油、エステル化したグリセリンおよびダイズ油のブレンドであるもの；および
- (c) 該食の全カロリー含量の10～20%を含むアミノ酸成分であって、該アミノ酸成分は本質的にL-グルタミン酸およびL-アスパラギン酸を含まないもの

を含むものである、低アレルギー誘発性医用食。